

須賀川市監査委員告示第1号

令和2年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和3年3月25日

須賀川市監査委員 大峰 和好

須賀川市監査委員 広瀬 吉彦

1 準拠基準

須賀川市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査

3 監査の対象

(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの執行分

総務部 行政管理課、市民安全課

文化交流部 いわせ悠久の里管理センター

市民交流センター 総務課、企画課、図書館

経済環境部 農政課

建設部 道路河川課、建築住宅課

選挙管理委員会

農業委員会

(2) 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの執行分

財務部 財政課、税務課、収納課

文化交流部 生涯学習スポーツ課、公民館、長沼総合運動公園管理センター、文化振興課、文化センター、博物館、歴史民俗資料館

市民福祉部 長寿福祉課、健康づくり課

会計課

議会事務局

(3) 令和2年4月1日から令和2年10月31日までの執行分

企画政策部 企画政策課

市民福祉部 社会福祉課

上下水道部 経営課、水道施設課、下水道施設課

教育委員会 教育総務課、学校教育課、こども課

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和元年度及び令和2年度（令和2年9月末日及び10月末日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか、事業の目的を達成しているか、組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼として実施した。

5 監査の期間

令和2年4月から5月及び8月から令和3年2月まで

6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務処理等は概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指摘事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じ、今後はこのようなことのないよう適切な事務処理に努められたい。

なお、一部に指導を要する事項があったので、関係諸規定を再度確認するとともに適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で措置を促した。

指 摘 事 項

1 契約事務について

ストレスチェック業務委託の委託契約において、業務委託契約条項第4条に規定する着手届が提出されていなかった。（令和元年度においても同一指導あり）

学校教育課

2 超過勤務命令について

時間外勤務の代休対応において、須賀川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び須賀川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて行われていなかった。

白江こども園